

(様式第 1 号)

木曽岬町告示第 100 号

一般競争入札の実施について

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、木曽岬町契約事務規則（平成14年木曽岬町規則第10号）第7条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 6 日

木曽岬町長 三輪 一雅 印

1. 一般競争入札に付する業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度 木曽岬町現行用途地域分析及び都市計画変更業務委託
- (2) 業務場所 桑名郡木曽岬町 全域
- (3) 業務概要 用途地域分析及び都市計画変更 N=1式
- (4) 履行期限 契約の日から平成8年3月27日まで（予定）
- (5) 予定価格 ー 円 （事後公表）
- (6) 最低制限価格 なし

2. 参加資格に関する事項

対象業務の一般競争入札に参加できる者は、競争入札参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 木曽岬町入札参加資格名簿（測量・コンサル）の「土木関係コンサルティング-都市計画及び地方計画」部門に登録されている者。
- (3) 官公庁発注の同種業務を元請として受注実績を有する者。
- (4) 特記仕様書に定める資格を有する技術者を当該業務に配置できる者。
- (5) 公告から入札時までの期間において、町から指名停止等を受けていない者。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) その他関係法令及び規則等に違反していない者。

3. 入札参加資格確認申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

(1) 申請書類

①競争入札参加資格確認申請書（事前審査）（様式第2-1号）

(2) 受付

①受付期間： 令和7年10月6日(月)から令和7年10月14日(火)までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②提出場所： 木曽岬町役場 総務政策課（電話 0567-68-6100 ）

③提出方法： 持参

4. 設計図書等の閲覧、ダウンロード、質問

(1) 入札説明書及び仕様書（以下「仕様書等」といいます。）は次のとおり閲覧または町HPからダウンロードすることができます。

①閲覧期間： 公告日から入札日の前日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②閲覧場所： 木曽岬町役場 総務政策課

※なお、設計図書及び入札書式は木曽岬町役場HPにてダウンロードすることができます。

(2) 設計図書等に対する質問は次のとおりです。

①質問の手法： 書面（質疑書）の提出による。

②質問の提出期限： 令和7年10月14日(火) 午後5時まで

③質問の提出場所： 木曽岬町役場 総務政策課

④質問の回答場所： 令和7年10月16日(木) 町HPにて公表します。

5. 参加資格の決定

申請書の事前審査及び入札後の事後審査を以って決定する。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和7年10月27日(月)までに書面により理由の説明を求めることができる。

6. 現場説明会

対象業務の現場説明会は行いません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 契約保証金

契約保証金は免除します。

9. 入札の執行

入札書は次の日時と場所に紙にて持参により提出すること。

日時： 令和7年10月20日（月） 午前9時00分

場所： 木曽岬町役場 4階 会議室（入札室）

（1）入札回数は3回とします。

（2）入札参加者が1者だけの場合には、入札を中止します。

（3）入札執行時、次の書類を提出して下さい。

- ・業務費内訳書

- ・誓約書

- ・入札参加資格確認申請書（事後審査）（第2-2号様式）

- ・業務の受注実績書（官公庁発注の同種業務の元請実績）（第3-1号様式）

（4）落札者は、入札執行後の提出書類の審査の後に決定します。

（5）入札参加資格確認申請書は申請者の自己審査に基づき受け付けます。入札の結果落札予定者となった場合であっても、入札執行後に実施する入札参加資格確認申請書（事後審査）の審査において参加資格を有しない者と決定された場合は、その者の入札は無効となります。

10. 入札の無効

契約事務規則第22条の規定に該当する入札は、無効とします。

（1）参加資格のないものがした入札書

（2）同一人がした2以上の入札書

（3）入札者が協定していた入札書

（4）金額その他記載事項が明らかでない入札書

（5）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

11. 失格となる入札

次のいずれかに該当する入札書を入札した者は、失格となります。

（1）最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の金額で入札された入札書

（2）予定価格に達しなかったことにより実施される第2回以降の入札において、前回の最低入札価格を上回る金額で入札された入札書

（3）誓約書及び工事費内訳書、事後審査書類の提出がなく入札された入札書

12. 支払い条件

前払金	}	木曽岬町契約事務規則によります。
中間前払金		
部分払		

13. その他

（1）相入札者（同一業務の入札参加者）間の一次下請負は禁止します。

（2）その他は契約事務規則によります。

（3）本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

木曽岬町役場 総務政策課

電 話： 0567-68-6100

F A X： 0567-68-3792

E-mail： soumu@town.kisosaki.mie.jp